

環 整 第 1186 号
平成 24 年 8 月 15 日

各市町長・
関係一部事務組合管理者 様

兵庫県環境部長

東日本大震災により発生した災害廃棄物の処理について

平素より環境行政の推進にご理解とご協力を賜りお礼申し上げます。

東日本大震災により発生した災害廃棄物の処理について、平成 24 年 4 月 10 日付け環整第 1024 号によりご検討いただいているところですが、別添のとおり平成 24 年 8 月 7 日付け環廃対発第 120807002 号により環境大臣から「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表」を策定した旨の通知がありました。

この工程表の中で、岩手県の可燃物・木くず及び宮城県の可燃物は、具体的な受入を調整している自治体や受入実績のある自治体との調整を行い、新たな受入先の調整は行わないこととされています。

また、宮城県の木くずは、県の意向を踏まえ、再生利用の受入先に限定し、近県での処理を優先して調整を行うこととされています。

4 月 9 日に開催しました市町説明会からこれまでの間、災害廃棄物の受入に向け、ご検討いただきましたことに対し、お礼を申し上げます。

今後とも、被災地の復興に向け、御協力いただきますようお願いいたします。